

確認申請 FAQ

No.	事項	質問	回答
1	指導監督基準	認可外保育施設で指導監督基準を満たしていないが無償化の対象となるか。	認可外保育施設について原則としては指導監督基準を満たす施設が無償化の対象となりますが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために5年間の猶予期間を設けています。このため、5年間の猶予期間中は児童福祉法に基づく届出のみで足りませんが、5年間の猶予期間後は指導監督基準を満たさない施設は無償化の対象外の施設となります。
2	添付書類	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を発行されていない場合どうすればよいか。	今回の「確認」時には添付無しでかまいません。
3	申請の位置づけ	確認申請とはどのような手続きか。	区が施設等利用給付を行うにあたり、対象施設等に求める基準(教育・保育等の質に係る基準)を満たしているかどうか、区が把握(確認)する必要があり、施設・事業者は確認のための申請を区にする必要があります。認可外保育施設については、東京都に区は、対象施設等が現行の指導監督基準や地域子ども・子育て支援事業を行う際に求めている基準と同様の内容を満たしているか確認します。(5年間の経過措置期間中は届出がなされた施設かどうかの確認のみ。)区は、確認を行った施設について、その施設に通う子どもの無償化給付を行うこととなります。
4	日付	遡って申請できるか。	遡って申請をすることはできません。
5	企業主導型保育事業	企業主導型保育事業は確認申請の提出が必要か。	企業主導型保育事業は、実施機関において、職員の配置基準や施設基準など認可施設並みの基準を満たしているかどうかを審査した上で助成決定を行い、実施機関から施設に対し、事業主拠出金を財源とした、整備費、運営費の助成を行っていることから、改めて、自治体の確認は求めないこととしております。
6	添付書類	法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面とはどのような書類を提出すればよいか。	ホームページに記入例を掲載しましたのでご確認ください。
7	添付書類	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等はコピーでよいか。	コピーでかまいません。
8	認可外保育施設 参考様式	児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設とはどのような施設か。	居宅訪問型保育事業のことです。
9	確認申請書全般	スペースが足りず全て記入できない場合どうすればよいか。	以下のような方法で追加するなどご対応をお願いいたします。(削除はしないでください。) ・(Excelの場合)必要に応じて行や列を増やしてください。 ・任意の別紙を添付してください。なお、申請書等には別紙を添付したことを記載してください。
10	添付書類	役員名簿(役員の氏名、生年月日及び住所の一覧)の提出は必要か。	子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令第53条の2第1項第8号により役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を区長へ提出しなければならないとの記載があり、提出が必要となります。
11	公示	確認手続きが完了したことはどのように事業者に伝わるか。	書類内容を確認後、公示をいたします。また公示後に区のHPにも公開する予定です。